

# まちづくり基本条例(仮称)の制定に向けて

## パブリックコメントを

## 実施しています

「幌延町まちづくり基本条例(仮称)策定検討委員会」では、町からの要請を受けて、地方分権時代の幌延町のあるべき姿、住民自治の実現のためのまちづくりのあり方を定める『幌延町まちづくり基本条例』について検討を重ねてきました。

委員会では、昨年8月から約1年間にわたり検討してきた結果、基本条例の素案がまとまりましたので、町のパブリックコメント手続制度に基づき、パブリックコメントを実施しています。

最終的な素案をまとめようとするもので、素案を盛り込んだ提言書(原案)を公表しています。皆さんのご意見をお寄せください。

▼ご意見を募集する件名  
「幌延町まちづくり基本条例」(素案)

▼公表場所

町ホームページ、役場庁舎1階市民ホール、問寒別出張所、幌延町公民館

▼募集期間

平成20年6月6日(金)～7月4日(金)

▼意見を提出できる方

町内に在住、在勤、在学の方

▼提出方法

①直接提出⇒役場1階総

務課総務財政グループ又は問寒別出張所及び幌延町公民館  
②郵送⇒〒098-3207

天塩郡幌延町宮園町1番地 幌延町役場 総務課総務財政グループ内  
幌延町まちづくり基本条例策定検討委員会事務局  
※平成20年7月4日(金)当日消印有効

③ファックス⇒(016

32) 5・2971

④電子メール⇒

zusr-som-soz@town.

horonobe.hokkaido.jp

☆意見書の提出用紙は公表場所に備え付けていますが、案件名、住所氏名が明記してあれば、特に指定の様式でなくてもよいです。

▼提出されたご意見

提出されたご意見を考慮しながら、最終案を決定します。なお、ご意見の

## まちづくり講演会を開催しました

平成20年6月4日 幌延町公民館大ホール

昨年8月に引き続き、北海学園大学法学部教授 横山純一氏をお迎えして、「協働のまちづくり」をテーマに講演会を開催しました。

先生は、基本条例を作っただけで効果が現れるものではないが、5年後、10年後に大きな成果となってあらわれるので、早く取り組むことが大事だということや、各地の協働のまちづくりに向けた取り組みなどを紹介してください、地域の特色を出したまちづくりのヒントをたくさん提供していただきました。



### ※ パブリックコメントとは？

町が、計画や条例などの基本的な政策等を策定する段階で、事前にその計画等の素案の内容を公表し、広く町民の皆様の意見を求め、提出された意見や提案を計画等の策定に反映させる手続きをいいます。